平成２２年（フ）第９４５９号
大阪府大東市御供田４丁目４番13号　第一川田マンション３Ｆ６号
債務者　森本　直人
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４７２号
大阪市東淀川区上新庄２丁目７番10―504号
債務者　松浦　一恵
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４７８号
大阪府寝屋川市高柳１丁目３番４号
債務者　田中　博子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７９号
高知県南国市大埇乙475番地の１
債務者　植野　博道
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８０号
高知県南国市大埇乙475番地の１
債務者　植野　和代
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０５号
青森県弘前市大字和泉２丁目11番地10　高屋住宅７号
債務者　三浦　啓子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３２４号
神奈川県逗子市沼間２丁目９番４―506号
債務者　山本　幸穂（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３５０号
神奈川県三浦市南下浦町松輪1592番地
債務者　吉田　真弓
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３６４号
広島県福山市川口町１丁目16番24号
債務者　小坂　愛子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２５７０号
名古屋市天白区八事山301番地　エルマノス八事808号
債務者　宇原忠男こと　呉　　鎔熙
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３６３号
愛知県小牧市小牧１丁目107番地　カーサ小牧105号
債務者　長田　春彦
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４９１号
愛知県小牧市大字南外山字佃65番地２
債務者　吉岡　栄子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６９号
福岡県小郡市二森1443番地１　202号室
債務者　前田　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４２１号
福岡県久留米市北野町金島146番地８
債務者　實藤　正美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４２２号
福岡県久留米市津福今町444番地１
債務者　国武　浩二
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４２８号
福岡県久留米市荒木町白口2259番地２
債務者　樋口　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４３５号
福岡県久留米市野中町255番地31
債務者　大薮　　剛
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４４６号
福岡県久留米市国分町1060番地３　セジュール国分Ⅱ107号、前住所福岡県久留米市北野町八重亀512番地13
債務者　吉住　政信
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部